

横須賀法人会ニュースみなと

# MINATO

## CONTENTS

- ◎がんのひみつ  
東京大学医学部 放射線科准教授 中川 恵一氏
- ◎天達が見た気象変動と地球の未来  
気象予報士 天達 武史氏
- ◎法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

NO.  
**270**  
2018.5

法人会  
**消費税期限内納付  
推進運動**



**田戸台分庁舎** 田戸台分庁舎は、横須賀鎮守府司令長官の宿舎として1913年（大正2年）に完成し、終戦までに31人の歴代司令長官が居住しました。戦後は9人の在日米海軍司令官等が居住しました。1969年（昭和44年）に、防衛庁に移管され、海上自衛隊横須賀地方総監部が管理しています。現在は、国内外高官・要人の接遇、各種の会議場等に使用しています。また、桜のときに一般公開されています。

# がんのひみつ

がんにならない、  
がんに負けない

東京大学医学部 放射線科准教授  
中川 恵一氏が講演

3月20日、厚生委員会の主催で、健康セミナーが開催された。講師に「世界一受けたい授業（日テレ）」等でも著名な、がん放射線治療の第一人者、東京大学医学部 中川 恵一准教授をお招きし、「老いと日本人とがんのひみつ」と題して講演が行われた。（一般公募60名を含む136名が聴講 於：横須賀商工会議所）

—— 以下講演内容より抜粋 ——

## 高齢化日本は世界有数のがん大国

日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんは細胞の老化・経年劣化ですから、急激に高齢化が進み、世界一の長寿国となった日本は、当然世界有数のがん大国でもありません。

しかし、残念ながら日本は未だに「がん対策後進国」です。特に、私の専門分野である放射線治療や緩和ケアでは、世界に遅れをとってきました。

現在では、がん患者さんの就労問題や学校でのがん教育等も随分と進み、社会の認識も変わってきたと思います。がんは治る時代になったとともに、一方でがんを抱えがんと生きる患者さんも増えたということです。

## がんになる前にがんを知る

がんは「不治の病」というイメージがありましたが、早期のがんなら9割以上が完治します。早期発見こそが一番の治癒につながる訳ですが、そのカギとなるがん検診の受診率は低迷したままであることも事実です。欧米では減っているがんの死亡数が、日本では増えているのです。日本人の検診受診率は2～3割程度で、先進国で最低です。これでは、がんによる死亡を減らせません。何より、がんになる前にがんを知ることが大事だと言えます。

例えば、働き盛りに多い女性のがんは、子宮頸がんのピークが30代後半、乳がんのピークが40代後半です。子宮頸がんは低年齢化していて、20代～30代の



放射線治療の第一人者 東京大学 中川 恵一准教授

女性で急増しています。40代女性の乳がんは、30年前に比べ約3.5倍増えています。このように、若い世代では女性の方ががんになる方が多いのです。

近年増えているのは、肺がん・乳がん・前立腺がん・大腸がん・子宮体がんなどで、これは欧米型のがんの象徴です。欧米型の食生活に変わり、日本人の肉の摂取量が、この50年で10倍に増えていることなどが原因と考えられています。

そして、がんの約6割が、タバコ・お酒・野菜不足・運動不足といった生活習慣に由来していることが分かっています。

## がん検診で早期発見！ がんで死なない

がんを早期に発見できる期間というのは1年～2年です。健康な人でも毎日数千個のがん細胞が生まれ、それを免疫細胞が退治してくれていますが、まれに見逃してしまうことがあります。そのがん細胞が、健診で分かる1センチ大になるまでに10年～30年かかりますが、1センチ大が2センチ大になるのにはたった1年半しかかかりません。

肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん、この5つのがん検診は、受けることで早期に発見されやすく、死亡率を減らせることが証明されていますので、ぜひ受診して頂きたいです。

がんになりたくなかったら、生活習慣を見直し、がん検診を受けて、できるだけストレスを溜めないで、元気に明るく幸せに暮らすことが大切です。

## がん治療の選択

しかし、がんと診断されたら、治療方法を選択することになります。まず、外科手術では、取り残しがないように、がんの周囲の正常な部分まで切除するので、臓器や体の機能が大幅に落ちてしまうことは避けられ

ません。しかし、現在は内視鏡手術が普及して、日帰り手術の場合もあるくらいに、患者さんの負担は大幅軽減されています。

次に、放射線治療ですが、色々な利点があると言えます。体にメスを入れないので、体の機能や美容を保つことができますし、何と云っても副作用が極端に少ない体に優しい治療です。欧米では、がんは切らないで治すのが主流です。

一般的な放射線治療で使われるのはX線ですが、どうしても病巣を突き抜けてしまい、がんの周りの正常な部分にも当たって、だるさや吐き気などの副作用が起きます。

一方、粒子線（陽子線）治療では、ピンポイントにがんの病巣だけを狙い撃ちできます。さらに重粒子線では、粒子線の2～3倍の放射線でより少ない副作用でがんの病巣にダメージを与えることができます。但し、保険が効かない先進医療のため、全額自己負担で高額です。

また、化学療法では、抗がん剤で全身に薬を行きわたらせ、がんを攻撃します。最近では、がん細胞だけをターゲットにする分子標的薬が開発されましたが、これもまた大変高額です。

さらに、抗がん剤は副作用が強いので、患者さんの体調がすぐれないのに無理をして使えば、かえって悪影響が出ます。抗がん剤は、効果と副作用のバランスを考えながら慎重に使うことが重要です。外科手術や放射線治療と並行して行われるケースが多いですが、このさじ加減の名手こそが名医なのです。

がん細胞は、増殖するうちに突然変異を起こし、多様ながん細胞が生まれます。例えば、抗がん剤Aを使ってもAに負けない細胞が生き残って増殖し、次に抗がん剤Bを使っても同じことが起こります。これは、手術や放射線治療でも同じことが起こります。再発や転移したがんの治療が難しくなる理由です。

## 心の痛みは緩和ケアで

この後は、多くの場合、延命と症状緩和の治療が中心になります。がんの痛みは激痛だと聞いて多くの方が恐れています。痛みは薬で最小限にできますし、痛みが取れた患者さんの方が、眠れて食べられて、長く生きる傾向があります。痛みを我慢することはないのです。

そして、心の痛みもカウンセリングなどでケアする必要があります。気力の低下は即体力の低下につながります。ストレスは免疫力を落とし、がん治療の大敵です。

命と向き合う、必ずその時はやってきます。人はい



分かりやすい講演に熱心に聞き入る参加者の皆さん

づれ死にますが、がんは亡くなるまでに時間的猶予があります。がんは自分が死んでからのことを周囲に託すことができる病気だと思えば、がんもそんなに悪くないと思いませんか。緩和ケアはそんな人生の仕上げの時間をくれるのです。

—— 以上講演内容より抜粋 ——

## がんを防ぐための新12か条

(出展:がん研究振興財団)

1. タバコは吸わない
2. 他人のタバコの煙をできるだけ避ける
3. お酒はほどほどに  
(一日一合程度・赤くなる人は特に注意)
4. バランスのとれた食生活を  
(高齢者は積極的に肉も食べる)
5. 塩辛い食品は控えめに
6. 野菜や果物は豊富に
7. 適度に運動する
8. 適切な体重維持(理想は25歳の体型を維持)
9. ウイルスや細菌の感染予防と治療
10. 定期的ながん検診を
11. 体の異常に気がいたらすぐに受診を
12. 正しいがん情報でがんを知ることから

## 先進医療と高額療養費制度

最先端の医療技術のうち、治療実績を積み、将来的な保険適用も検討される医療については、厚生労働省が「先進医療」と認定したものについては、保険診療と併用できます。これが高額療養費制度で、一般的に4～8万円程度/月を限度として、医療費の自己負担がこれを超えた場合に超過分が払い戻される制度です。(保険対象外の先進医療等治療は除く)

加入している公的保険窓口で「限度額適用認定証」をもらって病院に提出すれば、支払いは限度額で済みます。必ず請求しましょう。

あまたつ

# 天達が見た気象変動と地球の未来

## 三浦半島青年団体交流会講演会開催

2月21日、三浦半島青年団体が主催する講演会が開催された。

この会は、1年に1度三浦半島の青年団体が集い、団体の垣根を超えて交流を持ち、将来の横須賀市・三浦市のことを考えて行くという趣旨で、法人会青年部会が声をかけ、平成11年度から続いている。参加団体は、(公社)横須賀法人会青年部会・横須賀商工会議所青年部・三浦商工会議所青年部・(公社)横須賀青年会議所・(公社)三浦青年会議所・横須賀青年八日会。

(参加者：来賓他14名・一般公募75名・青年団体90名 於：セントラルホテル)



人気NO.1の気象予報士  
天達武史氏が講演

### 横須賀市出身の人気お天気キャスター 天達武史氏のプロフィール

この日は、横須賀市出身で気象予報士として大活躍の、天達武史氏を講師にお招きした。天達氏は、フジテレビ「情報プレゼンター とくダネ！」の天気予報を担当していて、昨年はORICON STYLEの『好きなお天気キャスター・気象予報士ランキング』で、通算6回目となる第1位を獲得した超人気者だ。

番組中のお天気コーナーで、スタジオからメイン司会の小倉智昭が「あまたつー」と呼び出すのが「お約束」となっている。

高校球児、デザイン学校卒業、調理師免許を持つなどの多才ぶりだが、気象予報士になる前はファミリーレストランに9年間勤めていた。食材発注の責任者だったが、海岸沿いのリゾート型店舗で、天候によってお客の入り極端に上下してしまうという。そのため、事前に天気を予測して食材を過不足なく発注する必要性に迫られたことが気象予報士を目指すきっかけになったという。

2002年に、7度目の受験で気象予報士試験に合格、『とくダネ！』のお天気コーナーで採用された理由は「天達」と、珍しい名前だったからだ話す。

——以下講演内容より抜粋——

「気象変動と地球の未来」というテーマですが、まず、これまで日本で記録した最高気温は、高知県四万十市の41℃(2013年)、最低気温は北海道旭川市の-41℃(1902年)で、ちょうど上下41℃なんです。ちなみに三浦市の最高気温は36.4℃(2004年)です。

### 異常気象！最新の情報と迅速な行動を

これから地球温暖化が進むと、さらに極端な現象が増える恐れがあります。温暖化により海水温が上がると蒸発する水蒸気が増え、その結果 豪雨や強い台風が増えたり、猛暑が増えます。

短時間に局地的に降るゲリラ豪雨も、温暖化の影響だと考えられています。このような昨今の異常気象には、最新の情報に注意して迅速な行動が求められます。

毎日発表される天気予報の精度は、衛生技術やコンピューター解析の進化など大変優れていて、その適中率は90%(横浜・平成29年度)です。野球で言えば、見逃し(例：晴れと予想して雨が降る)が5%、空振り(例：雨と予想して降らない)が5%です。週間予報ではまだまだズレることがあります。

私たち気象予報士は、「考える」「気づく」「行動する」の3つのKで、自分の安全は自分で守る意識を持つことが大事だと常に伝えているところです。



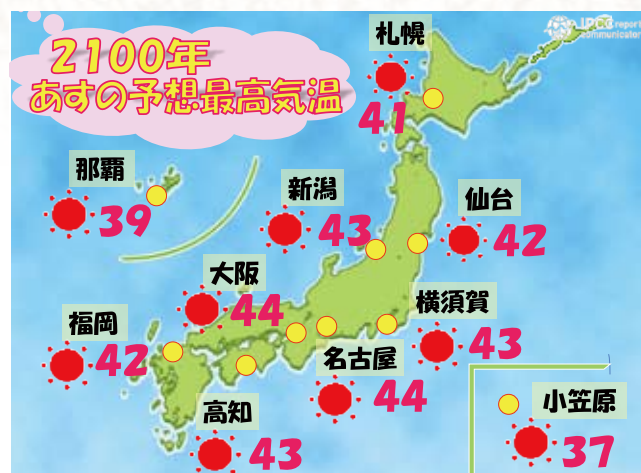
昨年8月1日の横須賀芸術劇場の前の冠水の様子

## 2100年の天気予報です

では、実際のところ 地球の気温はこの130年でどれくらい高くなったかということ、わずかに0.85℃です。しかし、これを人間の体温に当てはめてみると、平熱の36.5℃が37.4℃になったようなもので、熱っぽいと自覚がある感じです。例えば、他に顕著に分かるのが、日本では紅葉の時期がこの50年で15日遅くなっています（全国平均）。

2100年の日本を想定した天気予報や天気予想図がありますので、ご覧下さい。

## 2100年の天気予報



人気お天気キャスターの講演に関心も高まる

## 地球の未来のために 子供たちの未来のために

いかがですか？このまま温暖化が進むと、日本でも気温が40℃を超え、雨が降らず、農作物が枯れる被害があったり、大雨による河川の氾濫や、がけ崩れが各地で発生したり、また特大の台風が発生して日本列島を縦断するなど、現在の異常気象がさらに悪化して、大変な状況が予想されています。

温暖化を防ぐ方法としては、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素・温室効果ガス）の排出を減らす緩和策と、温暖化による悪影響に備える適応策があります。

まず、私たちはCO<sub>2</sub>の排出を減らすということを真剣に考えなくてはなりません。森林を増やしたり、海や河川をきれいにしたり、太陽光や風力・水力・波力など、自然エネルギーを活用することは、CO<sub>2</sub>の排出を減らすこととなります。

地球の未来のために、子供たちの未来のために、もう一度身近な生活の中で自分に何ができるかを考え、温暖化を防ぐための活動を続けて、世界中の皆さんが協力して、青い海と青い空の地球を残さなくてはならないと思います。

——以上講演内容より抜粋——

講演会終了後は、三浦半島の青年団体による交流会が開催され、各団体長が事業計画や抱負をのべるなど、有意義な時間を過ごした。(写真⑤)

講演後にメンバーから花束を受け取る天達武史氏



## 平成29年度「絵はがきコンクール」 横須賀税務署長賞 藪下さんに賞状授与

3月5日、女性部会が主催する平成29年度「第6回小学生税に関する絵はがきコンクール」で、横須賀税務署長賞（最優秀作品）に選ばれた、横須賀市立野比東小学校6年生・藪下ひなさんのもとを、阿部豊明署長が訪れ、賞状の授与式が行われた。毎年応募して上位入賞の実績を持つ藪下さんは、卒業の年に最優秀賞に選ばれて「最初の頃は税金の事をよく分からないで描いていましたが、今回は税金の大切さが伝わればいいなと思いながら描きました。」と感想を話してくれた。



賞状を受け取った藪下ひなさんを囲んで記念撮影

## 北部地区会と中央第1地区会が日帰り研修会開催

北部地区会と中央第1地区会が日帰り研修会を開催した。

3月6日、北部地区会は、赤坂迎賓館の内覧とキューピー・マヨテラス（体験型見学専用施設）を見学、迎賓館では建物の中を見学することができる貴重な体験ができた。（参加者30名・写真㊤）

3月13日、中央第1地区会は、横須賀美術館見学と横須賀軍港めぐり体験で、地域の観光スポットを改めて体験した。（参加者25名・写真㊦）



迎賓館前庭で参加者の皆さん（北部地区会）



横須賀港で参加者の皆さん（中央第1地区会）

## 第32回北下浦ふるさとマラソン大会

3月18日、南部地区会北下浦支部は、今年も北下浦ふるさとマラソン大会を協賛。当日の参加者のゼッケンの提供や、小池会長と役員が表彰式のプレゼンターなどを務めた。（当会参加者10名）

子供たちを、沿道の大人たちが自分の子どもと分け隔てなく名前を呼んで応援する様子は、毎年地域のあり方の見本を見せてくれる。



横須賀法人会のゼッケンをつけてスタートを待つ

## 北久里浜さくら祭りで税金クイズ

4月7日、東部地区会は第20回北久里浜さくら祭りで税金クイズを実施して来場者に税のPRをした。クイズに答えてくださった方は1,000名を超えた。（当会参加者20名）

今年は、残念ながらすっかり葉桜になってしまったが、フリーマーケットや屋台、ステージアトラクションなど盛りだくさんのイベントには多くの家族連れや来場者で賑わった。



繪柳副署長も手伝って1000名に税金クイズでPR

## 法人会の改正力！

平成30年度  
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## — 法人会の提言 —

## — 改正の概要 —

## [法人課税]

## 1. 交際費課税

●平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。



●交際費等の損金不算入制度について、適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。

## 2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

●少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。



●少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。

## 3. 地方のあり方

●持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。

●償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。

●地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。



●革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。

●地方拠点強化税制については、地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中部や中部圏中部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われました。

## [事業承継税制]

## 1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

●本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。



●10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化が行われるとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。

※このほかに、少子化対策や電子申告などでも法人会の提言が盛り込まれ、実現する運びとなりました。（詳しくはホームページで [横須賀法人会](#)  ）

## 平成30年度 税務職員募集

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
- 1 平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
  - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇申込手続
- 1 申込方法  
インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。  
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
  - 2 受付期間  
平成30年6月18日(月)9時～平成30年6月27日(水) [受信有効]
  - 3 受験案内交付期間  
平成30年5月8日(火)～平成30年6月27日(水)  
9時～17時 (土・日曜日及び祝日を除く。)
  - 4 受験案内交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。  
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇試験日
- 第1次試験 平成30年9月2日(日)  
第2次試験 平成30年10月10日(水)～平成30年10月19日(金)のうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に横須賀税務署総務課 他村 (Tel 046-824-5500 内線4202) までお尋ねください。

## 平成30年度 国税庁経験者（国税調査官級）募集

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

- ◇試験概要 平成30年度の試験概要については、平成30年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係 (Tel 03-3542-2111 内線2163)

### 【参考：平成29年度の実施状況】

- ◇最終合格者数 (全国)：244名
- ◇受験資格 平成29年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇試験日程
- (1) 受験申込受付期間 8月中旬
  - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
  - (3) 最終合格発表 12月下旬





## 税金の納付方法について

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 榊原 慎太郎



税金の納付は納付書を金融機関の窓口を持参して納付する以外にも幾つか方法があります。今回はその他の納付方法を紹介したいと思います。

### (1) 国 税

#### ①コンビニ納付

バーコードが付いた納付書の場合はコンビニエンスストアで納付ができます。ただし、支払いは現金のみです。バーコード付き納付書は税務署に発行を依頼することができます。

#### ②振替納税

所轄税務署に依頼書を提出することにより、ご自身の預貯金口座から自動で引落しがされます。利用できる税目は申告所得税（復興特別所得税を含む）と個人事業者の消費税です。一度手続をすれば以後毎年口座振替となります。ただし、転居によって所轄税務署が変わる場合は再度依頼書を提出する必要があります。

#### ③ダイレクト納付

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使って申告書等を提出した後、簡単な操作で納税まで完了します（預貯金口座からの引落とし）。振替納税と似ていますが、こちらはe-Taxで電子申告可能な全ての税目で利用できます。e-Taxの登録とダイレクト納付届出書の提出が必要となります。

#### ④インターネットバンキング等による納付

e-Taxを使って申告書等を提出した後、インターネットバンキングまたはATMを利用して納付を行う方法です。Pay-easy（ペイジー）という決済サービスに依拠しているため、Pay-easyに対応した金融機関である必要があります。また、ダイレクト納付同様e-Taxへの登録が必要です。

#### ⑤クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」というインターネットのサイトからクレジットカード情報を入力して納付

する方法です。ほとんどの税目に対応していますが、決済手数料が別に発生します。クレジットカード納付はe-Taxを利用していなくても利用できます。

### (2) 地方税（都道府県および市町村）

地方税は自治体によって対応が異なります。ここでは神奈川県を例に紹介したいと思います。

#### ①口座振替

国税同様、口座振替の依頼書を提出します。提出先は県税事務所だけでなく金融機関も対応しています。税目は自動車税および個人事業税です。

#### ②Pay-easy（ペイジー）を利用した電子納税

自動車税、個人事業税、不動産取得税に加え、eLTAX（地方税ポータルシステム）を使って申告した法人県民税、法人事業税および地方法人特別税が対象です。国税同様、インターネットバンキングおよびATMから納付します。

#### ③クレジットカード納付

「Yahoo!公金支払い」というインターネットのサイトからクレジットカード情報を入力して納付する方法です。神奈川県では今のところ自動車税がこの方法で納付可能です。国税同様、決済手数料が別に発生します。なお、既に口座振替の手続を行なっている場合には、口座振替の解除を先に行う必要があります。

また、横須賀市についてはこの記事を書いている（2018年3月20日）現在で、納付書以外では口座振替のみ対応という状況です。



にせ税理士に注意!!



にせ税理士に  
注意してください!

東京地方税理士会横須賀支部  
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所 3階  
TEL 046-824-4193

## e-Tax宣言!!

### 税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!

（公社）横須賀法人会では、e-Taxによる申告・納税を推進しています。税理士に依頼される際にも、ぜひ、e-Taxで『代理送信』をご利用下さいませようお願い致します。まずは、お手元のパソコンから開始届けが提出できます。 <http://www.e-tax.nta.go.jp> e-Taxの利用についてのお問い合わせは、法人会事務局(TEL 825-7100)までお気軽にどうぞ。

## 第13次労働災害防止計画が 策定されました

厚生労働省では、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画」(13次防)を策定しました。

13次防の主な目標、重点的に取り組むべき事項等の概要は、以下のとおりです。

### ◆ 主な計画の目標

死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。

死傷災害については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

### ◆ 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年間

### ◆ 計画の重点事項と対策

#### 1. 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業においては、墜落・転落災害の防止等、製造業においては、施設、設備、機械等に起因する災害の防止等の対策を推進します。

#### 2. 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康確保対策の強化、過重労働による健康障害防止対策、パワーハラスメント対策等を推進します。

#### 3. 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

第三次産業、陸上貨物運送事業といった労働災害が増加傾向にある又は減少傾向が見られない業種に対して、安全意識の高揚、4S(整理・整頓・清掃・清潔)、「危険の見える化」といった基本的な労働安全衛生対策の定着を推進します。

#### 4. 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

健康診断結果に基づく事後措置、治療と職業生活の両立支援等の対策を推進します。

#### 5. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質のリスクアセスメントの実施、建築物等の解体等作業時における石綿のばく露防止対策等を推進します。

#### 6. 企業・業界単位での安全衛生の取組強化

企業のマネジメントへの安全衛生の取込み、労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用を推進します。

#### 7. 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

安全衛生専門人材の育成やその活用を支援し、安全衛生管理組織の強化を推進します。

#### 8. 国民全体の安全・健康意識の高揚等

高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施、VR(バーチャル・リアリティ)技術を応用した危険体感教育等の推進を図ります。

## 労災保険料率と 労務費率の一部が改定されます

平成30年度の概算保険料から、次の23業種の労災保険料率が改定されます。(単位：1/1,000)

業 種	改定後	現行
海面漁業	18	19
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3
採石業	49	52
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79
鉄道又は軌道新設工事	9	9.5
建築事業	9.5	11
既設建築物設備工事業	12	15
その他の建設事業	15	17
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
パルプ又は紙製造業	6.5	7
ガラス又はセメント製造業	6	5.5
陶磁器製品製造業	18	19
金属精錬業	6.5	7
非鉄金属精錬業	7	6.5
鋳物業	16	18
機械器具製造業	5	5.5
電気機械器具製造業	2.5	3
交通運輸事業	4	4.5
船舶所有者の事業	47	49
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5

また、建設の事業のうち、次の5つの区分で労務費率が改定されます。

	改定後	現 行	
道路新設事業	19%	20%	
舗装工事業	17%	18%	
鉄道又は軌道新設事業	24%	25%	
機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付け	38%	40%
	その他のもの	21%	22%

今年度も、6月1日から7月10日までの間に、労働保険の年度更新の手続きをお忘れなきようよろしくお願いいたします。

## 平成30年3月5日から届書様式が変更になりました

平成30年3月5日から、マイナンバー（個人番号）による届出・申請を開始したことに伴い、事業主様向けの届書様式が変更になりました。今後は、新様式による提出にご協力頂きますよう、お願いいたします。変更となる主な届書様式は、次のとおりです。

### ▼様式統合及び変更となる主な届書


旧届書	新届書
●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届
●健康保険 被扶養者（異動）届 ●国民年金 第3号被保険者関係届	●健康保険 被扶養者（異動）届 / 国民年金第3号被保険者関係届 ※複写様式から単票様式に変更となります。
●健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届	●健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届
●健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	●健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届
●健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届	●健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

### ▼様式のみ変更となる主な届書

届書
●年金手帳再交付申請書
●健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 — 総括表 —
●健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 — 総括表 —
●国民年金 第3号被保険者関係届

届書の提出は、**「神奈川事務センター」へ郵送をお願いいたします。**

〒220-8557  
横浜市西区北幸2-8-29  
東武横浜第3ビル

お問い合わせ先  日本年金機構 横須賀年金事務所 厚生年金適用調査課  
横須賀市米が浜通1-4 Flos 横須賀 電話 046-827-1251  
(音声案内③ → ②)

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※2)</sup>  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） <sup>(※4)</sup>

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。  
※4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

消費税期限内納付

推進運動

実施中!

消費税の期限内  
納付を忘れずに。

法人会

アフラックは、1983年より  
「法人会福利厚生制度」  
を受託しています。

あなたの一生に寄りそう  
保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、  
自分らしく充実した人生。  
アフラックは、  
そのお手伝いをする存在で  
あり続けます。



 法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 Aflac

〈引受保険会社〉

**アフラック** 横浜総合支社  
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23-2  
TSプラザビルディング15F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。